

労働者向けアンケート調査結果

労働環境の確認を行った事業所（元請）及び下請の労働者を対象に、労働報酬下限額等に関するアンケートを実施いたしました。調査結果につきましては、貴重なご意見として、今後の公契約制度の運用に活かしてまいります。

1. 調査概要

- (1) 実施期間 ・ 令和3年7月～10月
- (2) 調査対象 ・ 建設工事
 令和3年度に労働環境の確認を行い、中間検査を実施した
 工事現場（12か所）の労働者 80名
 ・ 業務委託、指定管理協定
 令和3年度に労働環境の確認を行った事業所（18者）の
 労働者 113名
- (3) 実施方法 ・ 建設工事
 工事現場において労働者に直接依頼
 ・ 業務委託、指定管理協定
 事業所を通して労働者に依頼（各事業所5名程度）
- (4) 回答数 ・ 建設工事 80名
 ・ 業務委託、指定管理協定 92名（回答率81.4%）
- (5) アンケート結果（抜粋）

建設工事

- ① 市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて、64名（80%）が「知らない」との回答でした。【問2】
- ② 周知方法について、「作業場等への掲示」が半数の回答でした。【問3】
- ③ 労働報酬下限額以上の賃金をもらっているかについて、65名（81%）が「わからない・知らない」との回答でした。【問4】
- ④ 労働報酬下限額を下回った賃金の場合について、69名（86%）が「申出できること及び申出先を知らない」との回答でした。【問5】
- ⑤ 労働報酬下限額が設定されていることにより、34名（43%）が「労働意欲が高まり、業務の質が向上する」との回答でした。【問7】

業務委託、指定管理協定

- ① 市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて、72名（78%）が「知っている」との回答でした。【問2】
- ② 周知方法について、「作業場等への掲示」、「口頭による説明」がそれぞれ約半数の回答でした。【問3】
- ③ 労働報酬下限額以上の賃金をもらっているかについて、67名（73%）が「もらっている」との回答でした。【問4】
- ④ 労働報酬下限額を下回った賃金の場合について、63名（69%）が「申出できること及び申出先を知っている」との回答でした。【問5】
- ⑤ 労働報酬下限額が設定されていることにより、70名（76%）が「労働意欲が高まり、業務の質が向上する」との回答でした。【問7】

（6）アンケート結果の評価及び今後の取組

アンケートの結果から、特定公契約に従事する元請の建設工事の労働者及び、業務委託・指定管理協定の労働者の方には、公契約制度について一定程度周知されており、労働報酬下限額の設定により労働者の労働環境の整備及び公共事業の品質の確保に寄与できたと考えております。

一方、下請の建設工事の多くの労働者、業務委託・指定管理協定の約2割の労働者の方が、市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることや、労働報酬下限額以上の賃金をもらっているかについて「知らない」、また、賃金が労働報酬下限額を下回った場合、申出できること及び申出先を「知らない」との回答がありましたので、周知方法を見直していきたいと考えております。

事業者からの周知方法は主に「チラシ等の掲示」か「口頭による説明」となっており、「書面交付」がされていないことから、「豊川市公契約条例の手引き」において「チラシ等を作業場等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付する」のどちらかでよいとしているところを改正し、今後は、「チラシ等を作業場等の見やすい場所に掲示し、かつ、労働者に直接書面で交付する」とこととします。また、労働者への周知文（資料3-3「労働者の皆様へ」）を契約検査課で必要部数準備をし、契約時に従事する労働者へ直接交付していただくよう事業者へ依頼をすることで、労働者への周知を徹底していきたいと考えております。